

標準型電子カルテα版における
プロダクトワーキンググループの構成員に関する公募要領

令和6年4月8日
デジタル庁

第1 事業の目的

令和5年6月に総理を本部長とする政府の医療DX推進本部で工程表が取りまとめられ、これに基づいて国では医療DXを進めることとしています。このうち標準型電子カルテについては、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテの開発・導入を進めていく方針が明記されています。

具体的には、厚生労働省にて令和5年度中に必要な要件定義に関する調査研究を行い、デジタル庁にて、令和6年度中に電子カルテ情報の共有のために必要な最低限の機能を備えた標準型電子化カルテシステムα版（以下「本事業」という。）の開発に着手、一部の医療機関での試行的実施を目指すこととしています。

なお、遅くとも令和12年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指していることから、α版においても将来的な機能拡張（レセプトコンピュータ等との相互利用が可能となるAPI、医療機関において利便性向上のためのカスタマイズを実施できること及び有床診療所や200床未満の病院での利用も想定していることから、入院において必要な機能の追加等）を考慮した設計としています。

第2 開発体制について

第1 事業の目的の通り、本事業者については、厚生労働省における標準型電子カルテα版の要件定義に基づき、デジタル庁にて開発を推進します。

開発体制については、デジタル庁をプロダクトオーナーとするプロダクトチームを編成します（下図参照）。プロダクトチームは、プロダクトオーナーの支援及びモデル事業対象となる医療機関への支援を行う「設計・開発支援事業者」（以下、「支援事業者」という。）と医療情報システムの変革に意欲的な民間企業・事業者による「プロダクトワーキンググループ」（以下「PWG」という。）を設置し、支援を得ながら進めていきます。

また、プロダクトチームは、有する知見やヒアリングの結果をもとに、各開発フェーズにおいて目的の実現に資するための情報を「標準型電子カルテ設計・開発」を行う事業者に対し提供します。

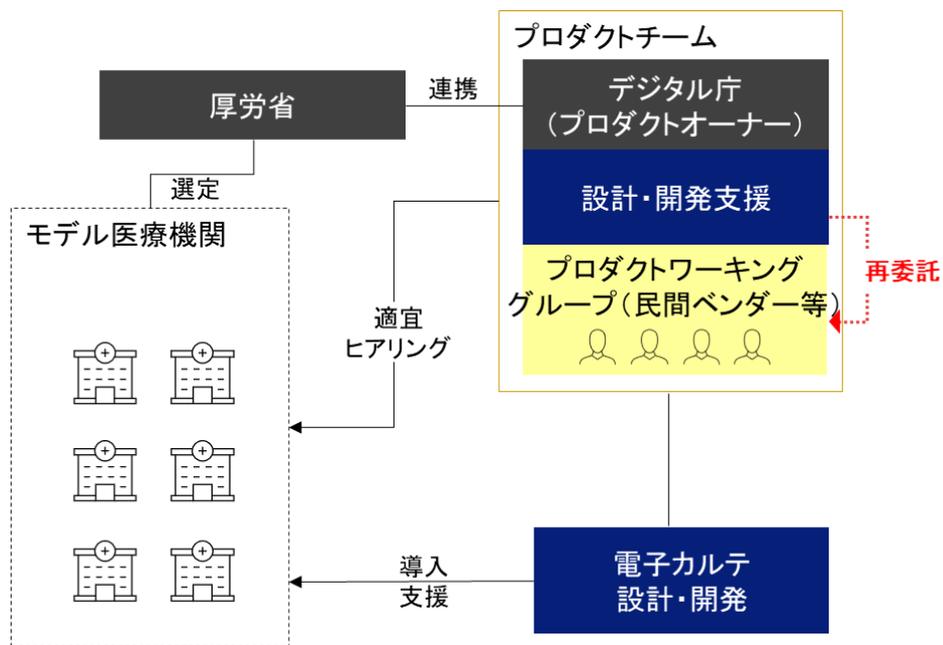


図1：開発体制

(1) PWGについて

PWGでは、医療DXや医療情報システムの変革に意欲的な民間企業・事業者に参加いただき、標準型電子カルテの技術仕様に関する意見を聴取しながら、医療情報システムを提供している各企業が利用できるシステム・モジュールの開発を目指します。

具体的には、下記の点を目指し、設計・開発・試行段階で、支援をお願いするものです。

- ・標準型電子カルテが、運用保守コストを抑えた、実用的かつ必要最小限の機能を持つ電子カルテとして、現在紙カルテを使用している医療機関で業務に支障なく利用できるような仕様設計にすること
- ・標準型電子カルテに組み込まれたモジュールやマスタがオープンソースとして他の電子カルテにも提供可能な仕様設計にすること
- ・API連携等で民間サービスを追加的に組み込むことができるような標準型電子カルテの機能設計にすること

(2) PWGの主な業務内容

PWG構成員においては、設計・開発事業者が作成する資料（設計書等）・モックアップ・ソースコード等をレビューし、会議に参加し改善に必要な意見を述べるとともに、必要に応じ、参画時間の範囲内で資料の作成・提供いただきます。また、設計開発支援業者や厚生労働省で実施する医療機関へのヒアリングで明らかになった課題についての設計・開発へ

の反映等その他の事項主に以下の議題について協議し、実行いただく予定です。

(3) 要件

以下の要件を満たすことが必要となります。

- ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）及び、医療DX推進本部において策定した「医療DXの推進に関する工程表」等の内容について理解し、その推進に意欲的であること
- ・本事業の目的を理解し、民間企業・事業者としての将来的な機能拡張や、公開されたモジュール等の活用に意欲的であること
- ・システム開発（要求分析、要件定義、設計・開発等）の経験が5年以上あること
- ・電子カルテ開発プロジェクトの技術責任者またはPM相当の経験が3年以上あること、もしくは医療機関（診療所）の業務フローについて相当の深い理解があること
- ・人件費単価は1時間当たりの上限を15,000円（税込）以内に収めること

また、以下の要件を満たすことが望ましいです：

- ・医療従事者からのフィードバックを取り入れた製品改善の経験があること
- ・医療情報システムの導入や運用、保守に関する経験があること、特に導入負荷軽減策についての知見があること

参画日数の目安は以下の通りです：

- ・設計フェーズである5月～7月までは週2日程度（75時間/月）
- ・開発・テストフェーズである8月以降は週1日（37.5/月）程度

※参画日数には、第2（2）PWGの主な業務内容に加えて、週次会議への参加（1時間程度/1回）を含みます。

(4) 募集数

最大5社とし、各社1名ずつ参画する。

※なお、業務上の事情等により1名分を複数名で分担することも可能ですが、主担当を明記した上で、その他の人員の経歴書を提出いただくようお願いいたします。

第3 応募手続

応募にあたっては、「プロダクトワーキンググループ構成員の応募フォーム」※より申請ください。また、応募にあたり提出が必要な資料については、以下(1)を参照ください。

※フォームリンクはこちらとなります <https://forms.office.com/r/25REY0kCam>

(1) 応募に必要な資料

- ・ 参加される方のご経歴書 ※様式は問いません。
- ・ 所属先の会社概要が分かる資料
- ・ (所属企業にて) 提供する既存製品の概要が分かる資料
- ・ 御見積書

(2) 提出期限

- ・ 第一次(応募フォームの回答+上記(1)の提出×切) : 4月15日(月) 23時59分
※第二次募集は検討中となります。

(3) 必要書類の提出方法

- ・ 第3(1) 応募に必要な資料は、第5公募要領に関する問合せ先・応募資料提出先のメールアドレス宛に送信すること
- ・ 送信メール件名は「【標準型電子カルテα版】プロダクトワーキンググループ応募」とすること
- ・ ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること
- ・ メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない
- ・ メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて照会すること

第4 PWG構成員の決定

(1) 選定方法

書面審査および対面審査に基づき選定し、PWG構成員を決定します。なお、評価に際し、応募者に対して追加資料の提出、ヒアリングや、内容の修正等を求める場合がございます。あらかじめ、ご了承ください。

(2)PWG構成員の決定

デジタル庁は、選定した構成員に対して速やかにその旨通知いたします。

第5 契約

(1) 契約の締結

構成員は、支援事業者との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で、業務契約を締結いただきます。

(2) 契約期間

契約期間は、契約締結日(令和6年6月下旬を想定)から令和7年3月31日までと

なります。

(3) 契約の形態

支援事業者との間で業務契約を締結いただく予定ですが、その詳細については構成員確定後に別途通知いたします。

(4) 委託費の扱い

委託費は、契約書に定められた用途以外への使用は認められません。

第6 事業スケジュール

本実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定しています。ただし、諸事情により変更することがございますので、あらかじめご了承ください。

- ・令和6年4月8日 PWG構成員の公募開始
- ・令和6年4月中旬 構成員の内定
- ・令和6年4月下旬 契約締結（支援事業者からの再委託）
- ・令和6年5月上旬 PWG開始
- ・令和7年3月31日 PWG終了

第7 公募要領に関する問合せ先・応募資料提出先

デジタル庁

担当者 植松、有村

所在地 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階

メール ehr_digital2024@digital.go.jp

※メールCCに植松<satuemats@digital.go.jp>を追加してください。

電話 070-9091-9588